

木材加工用機械作業主任者技能講習（16時間）実施要領

（長野労働局登録番号第4号（有効期間2024年3月30日））

1 目的	<p>この技能講習は、労働安全衛生法第14条の規定に基づいて、林業・木材製造業労働災害防止協会（以下「林災防」という。）長野県支部が、長野労働局の登録教習機関（登録番号第4号（有効期間2024年3月30日））として、木材加工用機械作業主任者の養成をするものです。</p> <p>木材加工用機械作業主任者が必要とされるのは、木材加工用機械（丸のこ盤・帯のこ盤・かんな盤・面取り盤及びルーターに限るものとし、携帯用のものを除く。）を5台以上（当該機械のうちに自動送材車式帯のこ盤が含まれている場合には、3台以上）使用する事業場です。</p>
2 受講資格	<p>次の何れかに該当する者です。</p> <p>① 木材加工用機械による作業に3年以上従事した経験を有する者</p> <p>② 次の職業訓練を修了した後、2年以上木材加工用機械作業の業務に従事した経験を有する者</p> <p>ア 職業能力開発促進法（旧職業訓練法を含む。）に規定する普通職業訓練及び養成訓練のうち、製材機械整備科、木造建築科、枠組壁建築科、建築科、木工科、木型科、製材科、合板製造科、室内造形科の訓練を修了した者、又は、高度職業訓練のうち、建築科、住居環境科、インテリア科の訓練を修了した者</p> <p>イ 職業能力開発促進法に規定する指導員訓練のうち、建築指導科、建築専攻、建築システム工学科、建築工学科、造形工学科、建築科、木材加工科の訓練を修了した者</p> <p>上記の①、②の経験年数は、受講申込書の中の「事業主の証明」により担保します。</p> <p>また、上記②の訓練修了者は、当該訓練を修了した旨の「証明書の写し」により担保します。</p> <p>なお、免許証や修了証等、既に取得されている資格により、講習時間及び受講料の一部が免除されますので、「免除規定」をご確認ください。</p>

	区 分	科 目 (学科のみ)	時 間
3 内 容 (カリキュラム) ※受付は、開始 20 分前から	1 日 目 (8:30~17:30)	作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造 及び機能に関する知識	6. 0
		作業に係る機械、その安全装置等の保守点検に 関する知識	2. 0
	2 日 目 (8:30~17:30)	作業の方法に関する知識	5. 0
		関係法令	2. 0
		修了試験	1. 0
	計		
4 開催月日	ホームページ講習会予定表のとおり		
5 開催場所	長野県林業総合センター (塩尻市大字片丘字狐久保 5739)		
6 定 員	30人		
7 申込方法	受講申込書を各分会 (協会概要欄参照) に提出。 ※支部では、受け付けないので注意。		
8 受講料	<u>一般：16,000 円、会員：14,000 円</u> (消費税、テキスト代 2,200 円含む。) 一部免除 (13 時間) 者は、 <u>一般：11,000 円、会員：10,000 円</u> とし、6 時間 の一部免除者の受講料は免除しません。 ※受講料の納入は申込分会へ。なお、開催間近の取消・欠席は、返金でき ない場合があるのでご注意ください。		
9 受講票等	受付後、県支部から事業所 (又は個人) へ「受講票」を郵送します。 留意事項を記載しておりますが、ご不明な点は、支部までお問合せ下さい。		
10 申込締切	定員に達し次第受付を終了します。終了の旨ホームページに掲載します。		
11 持ち物等	マスク、筆記用具、昼食、飲み物等		